

【肝付町】

平成30年度以降分

通所型サービス(現行の介護予防通所介護相当のサービス) ※赤文字が昨年度との変更点

サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス ●サービスの提供時間 →現行の基準省令に準じる。 ●サービスに支援内容 →現行の基準省令に準じる。			
対象者	「要支援認定者(要支援1・2)」及び 基本チェックリスト該当による「事業対象者」			
サービス提供の考え方	●以下のような、専門的な支援が必要とケアマネジメントで認められる者 疾患、廃用等により上下肢や体幹機能の低下がある利用者や認知機能の低下等により日常生活に支障をきたす症状・行動を伴う利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、または状態悪化を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すもの。			
サービス提供者	指定通所介護事業者の従事者 ※肝付町の指定が必要			
人員・設備・運営・基準	人員	現行の介護予防通所介護と同じ基準 ①管理者 常勤専従 1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ②生活相談員 専従 1人以上 ③看護職員 専従 1人以上 ④機能訓練指導員 1人以上 ⑤介護職員 利用者～15人：専従1人以上 利用者15人～：15人を超える部分において、利用者5人を超える毎に1人以上を増員。 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)		
	設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②相談室(遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮) ③静養室、事務室を設置(スペースでも可能) ④消化設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品		
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥個別サービス計画の作成 等		
ケアマネジメント	ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)で実施			
単価	平成30年4月以降より月の利用回数実績に応じて回数単価または月額単価を適用する。 またサービスコードはすべて平成30年4月以降より A6(町独自)コード となる。			
		対象者	利用内容	一回につき
	要支援1 事業対象者	週1回程度	通所Ⅰ：378単位/回 ※月4回まで	通所Ⅰ：1,647単位/月 ※月5回を超える場合
	要支援2のみ	週1回程度	通所Ⅱ：389単位/回	通所Ⅱ：3,377単位/月 ※月9回を超える場合
		週2回程度	通所Ⅱ：389単位/回 ※月8回まで	
利用料	1割または2割負担(介護保険負担割合に準じる)			
事業所への支払い	国保連経由での審査・支払い			